

議案第18号 財産の取得、管理、処分等に関する条例の一部改正について

1 改正理由

地方自治法第238条の4第2項の規定に基づき行政財産を貸し付ける場合において、行政財産の無償貸付け等に関する規定の整備を図るために所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

(1) 行政財産の無償貸付、減額貸付

普通財産に加え、新たに行政財産を無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができるようにするもの。(第6条関係)

(2) 施行期日 平成30年4月1日から施行する。

○財産の所得、管理、処分等に関する条例（昭和39年条例第21号）新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定に基づく議会の議決に付すべき財産の取得又は処分及び同法第237条第2項の規定に基づく財産の交換、譲与、無償貸付等に関する場合は、他に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(普通財産の交換)</p> <p>第3条 普通財産は、次の各号の<u>い</u>に該当するときは、これを他の同種の財産と交換することができる。ただし、価額の差額がその高価なもの（略）の価額の4分の1を超えるときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、国有財産特別措置法（昭和27年法律第119号）<u>第9条</u>の規定が適用されるときは、他の種類の財産と交換することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(普通財産の譲与又は減額譲渡)</p> <p>第5条 普通財産は、次の各号の<u>い</u>に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定に基づく議会の議決に付すべき財産の取得又は処分並びに同法第237条第2項の規定に基づく財産の交換、譲与、無償貸付等に関する場合は、他に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(普通財産の交換)</p> <p>第3条 普通財産は、次の各号の<u>一</u>に該当するときは、これを他の同種の財産と交換することができる。ただし、価額の差額がその高価なもの（略）の価額の4分の1を超えるときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、国有財産特別措置法（昭和27年法律第119号）<u>第9条の4</u>の規定が適用されるときは、他の種類の財産と交換することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(普通財産の譲与又は減額譲渡)</p> <p>第5条 普通財産は、次の各号の<u>一</u>に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 公用又は公共用に供する公有財産のうち、<u>寄附に係るもの</u>の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその<u>寄附者</u>又は相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。</p> <p>(4) 公用又は公共用に供する公有財産の用途に代わるべき他の財産の<u>寄附を受けたため</u>、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を、<u>寄附を受けた財産の価額に相当する金額の範囲内において、当該寄附者</u>又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。</p> <p>(行政財産又は普通財産の無償貸付又は減額貸付)</p> <p>第6条 行政財産又は普通財産は、次の各号の<u>いずれかに該当するとき</u>は、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地震、火災、水害等の災害により、<u>行政財産又は普通財産の貸付けを受けた者が当該財産を使用の目的に供し難い</u>と認めるとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 公用又は公共用に供する公有財産のうち、<u>寄附に係るもの</u>の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその<u>寄附者</u>又は相続人その他の包括承継人に貸し付けるとき。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 公用又は公共用に供する公有財産のうち、<u>寄付に係るもの</u>の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその<u>寄付者</u>又は相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。</p> <p>(4) 公用又は公共用に供する公有財産の用途に代わるべき他の財産の<u>寄付を受けたため</u>、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を、<u>寄付を受けた財産の価額に相当する金額の範囲内において、当該寄付者</u>又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。</p> <p>(普通財産の無償貸付又は減額貸付)</p> <p>第6条 普通財産は、次の各号の<u>二に該当するとき</u>は、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地震、火災、水害等の災害により、普通財産の貸付けを受けた者が当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 公用又は公共用に供する公有財産のうち、<u>寄付に係るもの</u>の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその<u>寄付者</u>又は相続人その他の包括承継人に貸し付けるとき。</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>(5) 公用又は公共用に供する公有財産の用途に代わるべき他の財産の<u>寄附を受けたため</u>、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を、<u>当該寄附者又はその相続人</u>その他の包括承継人に貸し付けるとき。</p> <p>(物品の譲与又は減額譲渡)</p> <p>第8条 物品は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公用又は公共用に供するため<u>寄附を受けた物品</u>又は工作物のうち、<u>寄附の条件</u>として、その用途を廃止した場合には当該物品又は工作物の解体若しくは撤去により物品となるものを<u>寄附者</u>又はその相続人その他包括承継人に譲渡することを定めたものを、その条件に従い譲渡するとき。</p> <p><u>附 則</u></p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>(5) 公用又は公共用に供する公有財産の用途に代わるべき他の財産の<u>寄付を受けたため</u>、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を、<u>当該寄付者又はその相続人</u>その他の包括承継人に貸し付けるとき。</p> <p>(物品の譲与又は減額譲渡)</p> <p>第8条 物品は、次の各号の<u>二に</u>該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公用又は公共用に供するため<u>寄付を受けた物品</u>又は工作物のうち、<u>寄付の条件</u>として、その用途を廃止した場合には当該物品又は工作物の解体若しくは撤去により物品となるものを<u>寄付者</u>又はその相続人その他包括承継人に譲渡することを定めたものを、その条件に従い譲渡するとき。</p>